

群馬大学理工学部入学試験委員会規程

平成25年4月1日 制定

(設 置)

第1条 群馬大学理工学部に、群馬大学理工学部入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生募集に関すること。
- (2) 入学試験に関すること。
- (3) その他入学試験の実施に関する事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長が指名し、教授会の承認を得た委員長 1人
- (2) 各部門（理工学基盤部門及び産学連携推進部門を除く。）正副委員 各2人
- (3) 理工学基盤部門から選出された委員 1人
- (4) その他学部長が指名する教員 若干人

(任 期)

第4条 前条の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報 告 等)

第8条 委員長は、委員会の審議結果を教授会に提案又は報告する。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、学務係において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以降、工学部に在学する者が、当該学部に在学しなくなるまでの間、当該学部に係る第2条各号に掲げる事項については、委員会において審議する。